

みな、一緒に！ 国勢調査員大募集



令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025



地域の未来の
ために！



暮らしを
より良く変える力に！



地域の人と
話す機会に！



自分のベースで
働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の
統計調査担当窓口までお問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

国勢調査とは？

どんな調査なの？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯（外国人の方も含む）が対象です。

すべての人と世帯が対象なんだ！



調査結果は何に使われるの？

- 例えば
- ・高齢者福祉施策
 - ・防災対策・災害対策
 - ・新しいコンビニや店舗など企業の出店計画など

身近なことにも役立つんだね！



国勢調査は、私たちの暮らしに関わる重要な調査です。

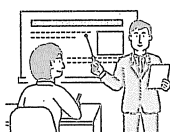


調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集します。

市区町村では、「国勢調査員」として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を広く募集しています。国勢調査において、調査員は調査の成功に欠かせない大切な存在です。

国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

①



調査員説明会に参加

②



担当地域の確認

③



調査についての説明と調査書類の配布

④



回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

⑤



回収した調査票の整理と提出

過去に「国勢調査員」を体験された方の声

調査員として人の役に立てることにやりがいがあります。
30代 男性

色々な人と知り合うことができました。
60代 女性

いろんな経験をしてみたいと思い、挑戦してみました。
20代 女性

調査を通して、地域とのつながりが強くなったと感じます。
50代 男性

同じ町内でも、普段会うことがない人とも交流が増えてよかったです。
70代 男性

自分にとっても勉強になり、良い経験になりました。
40代 女性

さあ、あなたのご応募をお待ちしています！

- ・国勢調査員として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集しています。
- ・国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・業務期間はおおむね令和7年8月下旬～10月下旬頃の予定です。報酬も支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



地区名 大野南地区
自治会名 中和田
自治会長 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公 印 省 略)

令和7年国勢調査に係る調査員の推薦について (お願い)

寒冷の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げますとともに、日頃から市政運営に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国勢調査は、国の最も基本的で重要な調査として、大正9年以来5年ごとに実施され、今回で22回目の調査となります。また、令和7年10月1日現在の日本国内に居住する全ての人及び世帯を対象とする最大規模の調査であることから、本市でも非常に多くの調査員が必要となります。

本調査を実施するに当たり、市内で約4,400人の調査員が必要となることから、市では、自治会の皆様からの御推薦をお願いしたいと考えております。

つきましては、貴自治会会員で国勢調査の調査員として従事していただける方を、別添の推薦名簿に必要事項を御記入の上、令和7年3月31日(月)までに、地区自治会連合会事務局へ御提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、推薦依頼人数につきましては、相模原市自治会連合会のホームページにより確認させていただきました自治会加入世帯数に応じて、「60世帯に1人」の割合で算定させていただきました。また、60世帯に満たない自治会も基本「1人」の調査員を御推薦いただきたいと考えておりますので御理解くださいますようお願いいたします。

推薦依頼人数	29 名
--------	------

※担当していただく調査区は原則として、調査員の自宅を含まない区域で、徒歩又は自転車で調査活動が可能と判断される範囲で考えております。

※担当していただく調査区は、自治会内とは限らないことを推薦される方に御説明ください。調査希望地域(調査区)がある場合は、推薦名簿の備考欄に御記入ください。出来るだけ希望を考慮して配置を行います但し確約されるものではありません。

※推薦依頼人数以上に調査員を希望される方がおられましたら、推薦名簿に加えて御記入ください。

※2調査区を希望される方がおられましたら、推薦名簿の備考欄に御記入ください。

以 上

担当：DX推進課統計班

042-769-8330 (直通)

令和7年国勢調査に伴う調査員の推薦について

国勢調査は、国の最も重要かつ基本的な調査として、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回の調査は22回目にあたります。

本調査は、国が行う統計調査の中でも最大の規模で、市内に居住する全ての人及び世帯を対象に調査を行うことから、非常に多くの調査員が必要となります。

国勢調査を円滑に実施するために、自治会等から調査員を推薦していただくことで、調査の根幹となる、調査員の確保を進めていきたいと考えております。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 令和7年国勢調査の概要

(1) 調査期日 令和7年10月1日

(2) 人口、世帯数等

	令和7年(想定数)	令和2年(実績数)
人 口	724,000人	725,493人
世帯数	356,000世帯	332,770世帯
調査区数	6,242調査区	6,272調査区
全調査員数	4,400人	3,195人
自治会推薦依頼数	2,600人	2,800人

(3) 1調査区世帯数 おおむね40～80世帯の範囲

(4) 調査員報酬等 約52,000円／1調査区
(調査世帯数により金額が変動)

(5) 主な業務 「2 国勢調査員について(1)」参照

2 国勢調査員について

(1) 国勢調査員の業務

(詳細：別紙「令和7年国勢調査 調査員業務の概要」参照)

- ・調査員説明会への出席
- ・担当調査区の巡回、調査準備
- ・調査書類の配布
- ・調査票の回収
- ・未回答世帯への督促書類配布
- ・調査書類の提出

(2) 国勢調査員の身分

非常勤一般職の国家公務員（総務大臣が任命）

(3) 任命予定期間

令和7年9月1日～10月31日（2か月間）

(4) 国勢調査員の条件

- ア 責任をもって調査を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者
- イ 秘密の保護に関して、信頼のおける者
- ウ 選挙に直接関係のない者（立候補者、選挙事務所職員）
- エ 警察に直接関係のない者（警察官）
- オ 暴力団員その他反社会的勢力に該当しない者

3 調査員確保の事務スケジュール

令和6年12月から

- ▶ 相模原市自治会連合会役員会、理事会で説明
- ▶ 自治会長会議等を通じて、推薦依頼

令和7年 3月末

- ▶ 調査員推薦（自治会）期限

4月から7月末

- ▶ 推薦不足地区への再依頼

 **国勢調査2025**

◆ 令和 7 年国勢調査 調査員業務の概要 ◆

国勢調査は、大正 9 年以来 5 年ごとに実施され、国が行う統計調査の中でも最大の規模の調査となります。令和 7 年 10 月 1 日現在の市内に居住する全ての人及び世帯を対象に調査を行い、現状を把握します。

【 調査員のしごと 】

調査員は、令和 7 年 9 月 1 日（月）から 10 月 31 日（金）までの 2 か月間の任命期間の内に、次の業務を行い、その対価として、担当した調査区の世帯数に応じて報酬が支払われます。

【 業務の内容 】

- ① 調査員説明会への出席 （9 月 1 日から 9 月 12 日までに各地区で開催します）
→説明会終了後から 9 月 14 日までの間に、自宅で復習し、担当調査区の巡回を行って、指定の地図に番号を付番し、訪問世帯の順番や名簿の作成を行い、調査書類の配布準備を行います。この時、配布する書類に不足が生じる場合は、追加交付の依頼等をしてください。
- ② 調査書類の配布 （9 月 20 日から 9 月 30 日まで）
→準備の段階で付番した番号と同じ番号の調査書類を、9 月末までに調査世帯へ手渡します。
調査書類の配布は、「手渡し」を基本としますが、不在でお会いできない場合は、日にち・時間を変えて「3 回」の訪問を試みてください。「3 回」の訪問でお会いできない場合は、調査書類をポストに入れ調査世帯に回答依頼をします。
- ③ 調査書類の回収 （10 月 1 日から 10 月 8 日まで）
→調査世帯は回答方法を 3 種類（オンライン回答・郵送回答・調査員回収）から選択できます。
調査員回収を希望する世帯には、ご自身の訪問できる予定を含めて、双方の都合が良い日時を調整してください。
- ④ 調査回答世帯（未回答世帯）の把握 （10 月 15 日から 10 月 16 日まで）
→オンライン回答の期限が 10 月 8 日までとなっています。10 月 14 日に回答状況が確認できる帳票を調査員へ発送します。これを基に回答世帯（未回答世帯）を把握してください。
- ⑤ 督促状の配布 （10 月 17 日から 10 月 22 日まで）
→調査未回答世帯へ、『督促用の封筒に「督促状」と「調査票」』を収納し、配布します。
配布方法は、「手渡し」を基本としますが、不在でお会いできない場合は、ポストに入れてください。
- ⑥ 調査書類等の提出 （10 月 23 日から 10 月 28 日まで）
→回収した調査票の枚数等を確認し、提出書類の清書を行い、提出会場へ持ち込みます。

調査スケジュール

